

県産木材使用における工事成績評定の考え方（平成23年度改訂）

（「県内産資材の原則使用等について」における「県産木製型枠原則使用」及び「とくしま木材利用指針」にともなう一部見直し）

適用対象工事

平成23年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用

工事現場における工事看板・バリケード等の県産木材の優先使用について

【評価基準(案)】

当面は、県産木材の優先使用を推進するため、評価基準を次のとおりとする。

※評価については、工事費用として個別に計上していないもののみを対象とする。

工事用看板、バリケード等は次の1)かつ2)かつ3)を充たした場合に評価

- 1) 主たる工事看板標準断面図板(様式第1号)等については、県産木材木製看板とする。
- 2) 工事看板・バリケード等を新規に製作する場合は、県産木材を使用したものとする。
- 3) 工事用看板等の当該工事での県内産木材の購入量割合（木材使用実績報告書の「任意仮設における県内産木材の使用率」）が20%以上なら評価の対象とする。

※確認方法は、「木材使用実績報告書」及び徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書（これによりがたい場合は、木材調達先の産地及び相手の指名等を記入した書類）により確認する。さらに、現場において、立会により確認し、使用状況の分かる工事写真を納める。

【評価項目】※従来と同じ

- 1, 2 施工状況 IV 対外関係（主任監督員）
 「現場でのイメージアップに取り組んでいる」にチェックする。
- 2, 5 創意工夫 I 創意工夫 ■ 施工（主任監督員）
 「支保工、型枠工、足場工及び板棧橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫」にチェックする。
- 3, 6 社会性等 I 地域への貢献等（総括監督員）
 「その他」に「県産木材を利用して工事看板等を作成し設置した」と記入しチェックする。
- 4, 2 施工状況 I 施工管理（検査員）
 「その他」に「県産木材を利用して工事看板等を作成し設置した」と記入しチェックする。